

千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正

～ 平成27年4月1日から施行されます ～

1 改正の趣旨

県は、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園、公共の用に供する施設など不特定多数の人が利用する施設について、千葉県福祉のまちづくり条例の施行規則で整備基準を定め、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を促進しています。

このたび、法令等の規定との矛盾を解消し、社会状況の変化に対応した整備基準とするため、千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正しました。(平成26年12月26日公布)

2 改正概要

(1) 社会状況の変化に対応した整備基準の見直し

① 新しい技術や設備機器等に対応した内容に修正

- 建築物（別表第一）

表面の仕上げ（廊下等、階段、駐車場、敷地内通路）、エレベーターの停止階、籠の寸法、乗降ロビー、男子用小便器の種類、カウンターの構造など

② 公共交通機関の施設及び公園等の施設の利用形態に即した内容に修正

- 公共交通機関の施設（別表第二）

出入口、通路等、階段、エレベーター、乗降場、便所、カウンター、案内標示の構造など

- 公園等（別表第四）

出入口に段差がある場合の措置、園路、便所の構造、男子用小便器の種類、駐車場、案内標示の構造など

(2) 法令等の改正に伴う修正（別表第一～別表第六）

① 法令等の引用部分の条項ずれ、法律名、施設名などを修正

② ひらがなで表記された用語を常用漢字に修正

(3) 届出等関係様式の改正

整備基準の改正に合わせて 第三号様式 整備項目表を修正

3 規定の適用

- ・ 改正後の千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる適合証の交付の請求及び特定施設の新設等の届出について適用されます。
- ・ 施行日前にされた適合証の交付の請求及び特定施設の新設等の届出については、改正前の千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定が適用されます。

● 問い合わせ先：千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 地域福祉推進班

電話：043-223-2615 FAX：043-222-6294

● 情報掲載ページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/machizukuri/jourei/aramashi/index.html>